

意見第8号

学校給食費の無償化を国の責任において、実施することを求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

2022年12月13日

提出者 久喜市議会議員  
渡辺昌代  
杉野修  
賛成者 久喜市議会議員  
石田利春

久喜市議会議長 柿沼繁男 様

学校給食費の無償化を国の責任において、実施することを求める意見書

日本国憲法は第26条で、教育基本法は第4条で、また学校教育法は第6条でそれぞれ義務教育の無償を定めている。同時に学校給食は、学校給食法第1条に「食育の推進を図ることを目的とする」と規定されている。したがって学校給食は教育活動の一環である。また、学校給食の経費負担は、実施に必要な施設及び設備に要する経費と、その運営に要する経費は、設置者の負担と位置付けられているが、それ以外の食材費等は保護者の負担となっている。

この学校給食費の保護者負担分は、2018年・文科省調査によれば、小学校が年額47,773円（久喜市45,650円）中学校は54,351円（久喜市54,560円）と、他の教材費、制服、学用品、などと比べても最も高額となっている。しかし今、貧困対策はもとより、子育て支援・少子化対策として、小中学校の給食費を全額補助または一部補助する市町村が増えてきている。

2017年に小中学校とも無償化した自治体数は76だったものが2022年の現在では224自治体に増え、群馬県では4割が完全無料、8割が何らかの補助を実施している。

こうした動きの背景には、「学校給食のもつ教育的効果に加え、子どもの貧困問題もあり、栄養バランスのとれた温かくおいしい給食を、家庭の経済状況に関わらず提供することが、子どもの健やかな成長のため非常に重要である。」と認知されてきているからである。しかし、給食費の無償化は、人件費や消費税、高騰する材料費や燃料費など

によって、市町村財政を圧迫するなどの懸念から実施に踏み切れない市町村も多いとされる。

2016年3月の内閣府・経済財政諮問会議において、子ども・子育て世帯の支援拡充として給食費の無償化が課題として打ち出された。よって、政府に置かれては、こうした状況に鑑み、財源の確保も含め、国の責任において、すべての市町村が学校給食費の無償化を実施できるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

久喜市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣     あて  
財務大臣  
文部科学大臣